

平成26年度第2回陸前高田市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成26年12月19日(金)

午後1時30分 開議

午後2時42分 散会

2 場 所 陸前高田市役所4号棟3階第4会議室

3 報 告

都市計画道路3・4・3号大石沖脇の沢線及び3・6・4号三本松相川線の変更について(県決定)

4 議 案

- (1) 都市計画道路3・4・5号町森の前線の変更について
- (2) 都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について
- (3) 都市計画陸前高田地区被災市街地復興推進地域の変更について

5 出席委員(10人)

会 長	松坂 泰盛	委 員	長谷川 節子	委 員	畠山 明夫
委 員	村上 克夫	委 員	菅原 悟	委 員	佐々木 一義
委 員	佐竹 強	委 員	菅野 稔	委 員	鵜浦 昌也
委 員	千葉 一之				

6 説明のため出席した者

副市長 久保田 崇 都市整備局長 山田 壮史 都市計画課長 阿部 勝
都市計画課計画係長 永山 悟

7 職務のために出席した職員

市街地整備課主幹兼課長補佐 伊賀 浩人 市街地整備課主幹 藤原 正行
市街地整備課区画整理係長 高橋 宏紀 市街地整備課区画整理係長 大友 真也
市街地整備課技師 堀場 俊秀
都市計画課主任 立花 佳典 都市計画課主事 若林 謙一郎

8 審議会の概要

午後1時30分 開議

(1) 開 会

○事務局(阿部都市計画課長)

大変お疲れ様でございます。

開会の前に、資料の確認をお願いしたいと思います。先にお配りしております①本日の次

第、②本日の議案書、③県の都市計画審議会の議案書の写し、そして本日配布しております④出席委員の名簿、⑤座席表、⑥県決定についての「意見書の要旨と県の検討結果」（A4判横のもの）でございます。お手元でございますでしょうか。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、平成26年度第2回陸前高田市都市計画審議会を開会させていただきます。開会に当たりまして、久保田副市長より御挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○久保田副市長

皆さん、お疲れ様でございます。本日は、この時間帯、庁内で一斉に大掃除をやっておりますが、年末の、皆様におかれましては御多用中のところ、本都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本来、市長が出席して一言申し上げるべきところですが、所用で他の用務がございましたものですから、代わりに副市長の私から、一言御挨拶を申し上げます。

本年も、この一年を振り返る時期になりました。振り返ってみれば、本年は大変色々な復興事業で動きがあった年であったろうと思っております。今はもう見慣れてしまいましたベルトコンベアーも、1年前にはまだ存在もしていなくて、2月から造り始め、3月、4月から本格稼働し、半年以上動いているところでございます。そして、待望の災害公営住宅第1号も完成をし、10月1日から120世帯近くの方々が生活を始めているということですし、この窓から見える消防庁舎、消防防災センターにつきましても先月完成し、今月からここで業務を行わせていただいているところでございます。防災集団移転促進事業につきましても、今年度中に、高田、今泉を除く全部で28団地あるところ、そのうち25団地は完成予定ということで、来年度に持ち越すところが3箇所ありますが、それにしても、かなりのところが完成まで漕ぎ着けるということでございます。本当に皆様方のお力添えがありまして、ここまで来ることができました。ここに厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、陸前高田市では土地区画整理事業の仮換地指定が来年に迫っているわけでございますけれども、本年7月から9月にかけて地権者の皆様へ意向確認調査を実施いたしております。現在、その結果をもとに、仮換地案の準備をさせていただいているところです。今日は、その仮換地指定の前段階といたしまして、事業内容の精査等を踏まえて、市内の幹線道路の線形、そして今泉地区の土地区画整理事業区域について都市計画変更案を作成させていただきました。本都市計画案につきましては、都市計画法に基づきまして、住民説明会、都市計

画案の縦覧を行ってまいりましたが、このうち国道340号と高田南幹線の都市計画道路の変更につきましては、つい先日の15日に、岩手県の都市計画審議会において承認をいただいたところでございます。

本日は、皆様方に、①災害復旧による再建を進めております姉齒橋を含む今泉高田連絡線の変更、②今泉地区土地区画整理事業区域の変更の2点につきまして御審議をいただきたく、お集まりいただいた次第でございます。委員の皆様には、本都市計画案について御理解をいただき、また、色々な視点からの御意見を頂戴したくよろしくお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 出席者紹介

○事務局（阿部都市計画課長）

次に、本日の出席委員でございますが、配布いたしました名簿をもちまして御紹介に代えさせていただきますと思います。

なお、市側からは、ただいま挨拶を申し上げました久保田副市長、山田都市整備局長ほか市街地整備課及び都市計画課の職員が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

私は都市計画課長 阿部でございますが、議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(4) 報告

○事務局（阿部都市計画課長）

それでは、初めに事務局から御報告いたします。

本日は、委員12名の2分の1以上、10名の出席を頂いておりますので、陸前高田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、本会議につきましては、事務局において議事録を作成いたしますので、署名委員を島山委員にお願いいたします。

また、議事録を作成する都合上、本会議は録音させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、松坂会長にお願いいたします。

○松坂会長

それでは、平成26年度第2回陸前高田市都市計画審議会の審議を進めてまいりたいと思

いますので、委員のみなさんの御協力をお願いいたします。

次第にのっとり、始めさせていただきます。

「3 報告」に入ります。

先に開催されました岩手県都市計画審議会において陸前高田都市計画道路の変更が審議されましたが、審議の内容、結果等について、事務局より報告をお願いします。

○事務局（阿部都市計画課長）

それでは、都市計画課長から御報告いたします。お手元の「岩手県都市計画審議会議案書」と本日お配りいたしました「意見書の要旨と県の検討結果」に基づきまして、御報告いたします。

県決定の変更ではございますが、高田南幹線（3・4・3号大石沖脇の沢線）と国道340号（3・6・4号三本松相川線）の線形の変更について、先の住民説明会でも説明しておりました。

このうち、国道340号の線形の変更に対しまして、下矢作地区のみなさんから意見書が提出されたところでございます。「意見書の要旨と県の検討結果」をご覧ください。A4判横の資料です。

今回出されました意見の要旨でございますが、「3・6・4号三本松相川線の変更案で計画されている今泉大橋（仮称）の位置について、変更前と比べ100メートル下流に南下しているが、下記の理由により、せめて変更前の位置に戻すこと。」ということでございます。理由は、「①今泉大橋（仮称）は被災した詔石橋（あつらいしばし）の復旧及び代替としての役割があり、変更前の架橋位置は震災後に下矢作地区住民との話し合いにより合意したものであること。」、「②詔石橋は、昭和40年頃、通学路確保のため市と地域住民の合意により建設されたものであり、変更案の位置では中学生の通学路が大幅に迂回されること。」など、6点にわたるものでございます。

御案内のように、この今泉大橋が新たに造られることで、当初、市では詔石橋については災害復旧せずこの今泉大橋を使っていたらこうということ、地域の方々に御説明さし上げていたところでしたが、今回、その計画案よりさらに南下することを受けて、「それでは困る。」という趣旨で意見をいただいたものでございます。

これに対する県の検討結果でございますが、「今回の変更は、漁業や農業の土地利用への配慮、気仙川の両岸で実施されている高田地区及び今泉地区の被災市街地復興土地区画整理事業との整合並びに気仙川の横断部における走行性及び安全性の向上等の観点から総合的に検討した結果、必要最小限のルート変更と判断したものです。なお、被災した詔石橋につい

ては、陸前高田市が復旧に向けて検討を進めており、国との協議において概ね了解を得ているところです。この件について、陸前高田市では住民説明会を開催し、今回の都市計画道路の変更について、出席者からの了承が得られたところです。」というものです。

市では、意見書にあるように、詔石橋が地域のみなさんの利便性にとって重要な橋であるということで、改めて詔石橋を元の位置に災害復旧で架け直すという方針を立て、平成26年12月8日に地域のみなさんに御案内をさし上げて、説明会を行ったところでございます。当日は、50人ほどの地域のみなさんに参加いただきました。市の方針を聞いて「それは大変助かる。」ということで、今回、詔石橋を復旧することについて参加した住民のみなさんの御了解を得たところでございます。

県の都市計画審議会でも、そのことを報告いたしまして、御了承をいただいたところです。

もう1点、その次のページでございますが、「道の駅の店舗と駐車場の位置を気仙中学校の建物付近に建設することを提案する。」あるいは「水門に歩道橋の機能を持たせる。」という意見がありました。この2点につきましては、今回の都市計画変更に対する意見ではないということで審議の対象とはしなかったものではございますが、高田松原津波復興祈念公園基本計画策定の中などで検討しているところでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○松坂会長

ただいまの報告についてですが、もし質問がありましたら受けたいと思います。質問はございませんでしょうか。

これは、県の都市計画審議会の案件でございますので、特に質問がなければ、審議に入りたいと思います。

(5) 議 事

議案1 都市計画道路3・4・5号町森の前線の変更について

議案2 都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について

議案3 都市計画陸前高田地区被災市街地復興推進地域の変更について

○松坂会長

それでは、次第の「4 議事」に入らせていただきます。

議案1の「都市計画道路3・4・5号町森の前線の変更について」、議案2の「都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について」及び議案3の「都市計画陸前高田地区被災市街地復興推進地域の変更について」を一括して事務局より説明をお願いします。

なお、事務局において、説明後にマイクロバスで現地の視察、説明を行うそうですので、よろしく申し上げます。

○事務局（永山計画係長）

それでは、都市計画課 永山より、お配りの議案書に沿って説明させていただきます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、「はじめに」です。

本市では、東日本大震災で甚大な被害を受けたまちの復興を目指し、新しいまちづくりを進めるための取組を行っています。

高田地区と今泉地区の土地区画整理事業については、本年2月に県の事業認可を受け、本年7月から9月にかけて換地意向確認調査を実施し、宅地の早期完成に向けて事業を進めています。

今後、より一層効率的な整備ができるよう、土地利用計画に合わせ、また、姉齒橋について事業内容を精査した結果を受け、この度、都市計画道路等の都市計画を変更するものです。

今回変更する都市計画ですが、

- 1 都市計画道路3・4・5号町森の前線
- 2 都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 3 都市計画陸前高田地区被災市街地復興推進地域

です。

先ほど説明させていただきましたが、参考として、平成26年12月15日招集の岩手県都市計画審議会において、都市計画道路3・4・3号大石沖脇の沢線及び3・6・4号三本松相川線の変更を付議しております。

2ページをお開きください。「これまでの経緯」です。都市計画道路については、今回変更する道路についてのみ説明させていただきますと、平成24年12月に国道340号（3・6・4号三本松相川線）、高田南幹線（3・4・3号大石沖脇の沢線）、今泉高田連絡線（3・4・5号町森の前線）を都市計画変更し、平成25年2月に国道340号を再度都市計画変更しております。土地区画整理事業については、まず、平成24年2月に高田地区、今泉地区の先行部分の都市計画決定を行い、直近ですと、平成25年11月に高田地区、今泉地区の全体で都市計画変更し、平成26年2月に同じく高田地区、今泉地区の全体で事業認可を受けております。被災市街地復興推進地域については、まず土地区画整理事業と同様に、平成24年2月に被災市街地復興推進地域を都市計画決定し、最終的に平成25年11月に都市計画の変更をしております。

3ページをお開きください。3ページは、今回変更する都市計画の位置図でございます。右下の凡例のとおり、青い線が都市計画の変更前、赤い線が変更後となります。まず、3・4・5号町森の前線ですが、図の中央辺り、今泉地区の姉齒橋から高田地区の中心部までつながる道路になっております。今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業については、左にふき出しをつけておりますが、細い内側の赤線のエリア、少しわかりにくいので、今、お席の前に大きな図面を置かせていただいておりますが、その真ん中に置いた図面の赤いラインが、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業のラインになっております。陸前高田地区被災市街地復興推進地域は、今泉地区と高田地区の土地区画整理事業区域を含む太い外側の赤線で書かれたエリアとなっております。こちらは、一番手前に置いた図面の赤線で囲まれたエリアです。後ほど、変更点については、詳細に説明させていただきます。

なお、この図の背景は震災後の地図に現在の用途地域を重ねたものですが、用途地域については、土地区画整理事業における検討等と併せて見直しをしているところです。

ページをめくっていただきまして、4ページからは、「都市計画道路3・4・5号町森の前線の変更について」です。

ページをめくっていただきまして、5ページが説明資料になっておりますが、4ページの道路ネットワーク図と併せてご覧ください。「(1) 変更の目的」ですが、道路の起点となる姉齒橋について、当初は、災害復旧の早期完了を目的に被災前の位置からやや南側に架け替える計画としておりました。その後、姉齒橋の設計を精査した結果、原位置で災害復旧工事を行っても復旧に大きな遅れが生じないことが明らかになったことから、都市計画を変更するものです。変更の内容は、名称、位置については(2)の表に記載のとおり変更はございませんが、線形の変更に伴い、延長が約1,190メートルから約1,160メートルに変更となります。標準断面についても、図のとおりで変更はございません。ページをめくっていただきまして、6ページ以降は、都市計画変更の法定図書として、6ページに計画書、7ページに理由書、8ページに総括図、9ページに計画図を掲載しておりますので、御確認ください。

続きまして、10ページをお開きください。「2 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域の変更について」です。

「(1) 変更の目的」です。今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業については、本年2月に全体地区の事業認可を受け、事業を進めているところです。今回、三陸沿岸道路の設計変更に伴い、造成範囲の変更が必要となったことから、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域を一部変更するものです。変更の内容は、(2)の表のとおり、区域面積

が124.4ヘクタールから124.5ヘクタールに0.1ヘクタール増加します。変更箇所につきましては、ページをめくっていただきまして、11ページです。わずかな変更になりますが、北側の①と書かれた箇所、細いオレンジ色の部分が増加しております。もう1箇所、南側の②で囲まれた部分、ここもオレンジ色の部分が増加しております。ページをめくっていただきまして、12ページ以降は、法定図書として12ページに計画書、13ページに理由書、14ページに総括図、15ページに計画図を掲載しておりますので、御確認ください。

続きまして、16ページをお開きください。「3 陸前高田地区被災市街地復興推進地域の変更について」です。

「(1) 変更の目的」です。被災市街地復興土地区画整理事業は被災市街地復興推進地域の区域内で行う必要があることから、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域の変更に合わせて、陸前高田地区被災市街地復興推進地域を変更するものです。変更の内容ですが、区域の面積が、(2)の表のとおり、626.4ヘクタールから626.5ヘクタールに0.1ヘクタール増加します。変更箇所は、ページをめくっていただきまして、17ページです。今泉地区土地区画整理事業の変更区域と全く同じ箇所になりますが、北側の①と南側の②の箇所になります。18ページ以降については、法定図書として計画書、理由書、総括図、計画図を掲載しておりますので、御確認ください。

以上で、説明を終わります。

○松坂会長

以上の説明でしたが、審議に入る前に現地の見学に行きたいと思いますので、事務局で用意したバスに乗車されるようお願いいたします。

○事務局（阿部都市計画課長）

それでは、現地は、（仮称）今泉大橋の都市計画変更前の架橋予定地点、今回の都市計画変更後の架橋地点にマーキングしておりますので、そこを御案内したいと思います。寒くない格好でお願いします。

○松坂会長

議案2と議案3の図の①、②の箇所には行かないのですか。

○事務局（阿部都市計画課長）

そこは、山の中になりますので、すみませんが、御案内できないところです。

【現地説明】 午後1時56分～午後2時35分

○松坂会長

それでは、質疑に入りますが、先ほどバスを降りて見たところは、岩手県決定の都市計画道路 3・6・4 号三本松相川線の路線でしょうか。

○事務局（阿部都市計画課長）

そうです。

○松坂会長

やはりカーブが緩やかになって走行性が上がると思われました。

それから、誂石橋については、最初は復旧しないということでしたけれど、復旧する方針に変更したという説明がありました。良いことだと感じたところでした。

それでは、質疑に入ります。議案について、議案の 1、2、3を一括して、どなたか質問はありませんでしょうか。

○佐竹委員

都市計画道路 3・6・4 号三本松相川線（国道 340 号）が県決定されているという説明がございましたが、気仙沼方面、長部方面から竹駒方面に行くときはこの路線を通ることを前提としているのでしょうか。今は、気仙大橋を渡って中川原を通っていくのですが、議案書に示された変更後のルートが国道 340 号になるということは決定しているのでしょうか。

○事務局（阿部都市計画課長）

このルートが国道 340 号になるということで決定しております。

○鵜浦委員

県決定の 3・6・4 号三本松相川線に関連して誂石橋の話がありましたが、誂石橋を災害復旧するのであれば、3・4・3 号の起点を誂石橋にする計画はないのでしょうか。

○事務局（阿部都市計画課長）

都市計画課長よりお答えいたします。

誂石橋は、あくまで災害復旧で元の場所に同じような形で復旧されるということになります。

誂石橋の幅員を拡張する方向で検討はしておりますが、直接 3・4・3 号（高田南幹線）と接することにはならない予定でございます。

○鵜浦委員

私がお聞きしたいのは、誂石橋から高田南幹線までの接続、要するに、気仙川沿いの道路

を整備する計画がないのかということです。線路を越えたところに道路がありますね。以前は大石沖からその道路を通過して詔石橋に続いていたわけですが、その道路が整備されないと、詔石橋を利用できないと思うのですが。

○事務局（高橋区画整理係長）

区画整理係長よりお答えいたします。

詔石橋までの道路につきましては、土地区画整理事業の街路事業等による整備を予定しております。

ただし、その整備範囲は土地区画整理事業区域内のみでございますので、区域外については、別途検討することになります。ちょうど踏切までが土地区画整理事業の区域になっておりまして、そこまでは土地区画整理事業での道路整備を予定しております。

○事務局（山田都市整備局長）

都市整備局長より補足をさせていただければ、詔石橋の復旧も、（仮称）今泉大橋の南側への変更に伴いまして自転車通学をする学校生徒にとっては遠回りになるため、生活道路として災害復旧することとしたものでして、車両通行は、あくまで新しく整備される（仮称）今泉大橋を使っていただくことが基本となります。

ということで、詔石橋から気仙川沿いの道路を立派に整備して高田南幹線に繋げるというネットワークまでは想定していないところございまして、詔石橋を大幅に拡幅整備することにはならないものでございます。

○松坂会長

そのほか、ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、他に御質問がないようですので、議案1の「都市計画道路3・4・5号町森の前線の変更について」、議案2の「都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について」及び議案3の「都市計画陸前高田地区被災市街地復興推進地域の変更について」を原案どおり承認し、本都市計画の変更について岩手県知事に協議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは異議なしと認め、議案について原案のとおり承認します。

以上で、本日の議事を終了します。どうもごくろうさまでした。

(6) その他

○事務局（阿部都市計画課長）

松坂会長、どうもありがとうございました。

それでは、次第の「5 その他」でございます。事務局からは特にございませんが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

（「なし」の声）

(7) 閉 会

○事務局（阿部都市計画課長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成26年度第2回陸前高田市都市計画審議会を閉会といたします。本日は、どうもありがとうございました。

午後2時42分 散会